

金沢市における特殊建築物の敷地の位置について

建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定に基づく、金沢市における特殊建築物（産業廃棄物中間処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	位置	地番	地目	地積 (m^2)	摘 要
					主要用途（処理能力）
環境開発(株) 新保町処理工場	金沢市 新保町	ラ 25 番地 ほか 43 筆	山林ほか	11,539	<ul style="list-style-type: none"> ・ 破碎施設（廃プラスチック類） （ 38.0 t / 日、10 時間稼働） ・ 破碎施設（木くず） （ 76.0 t / 日、10 時間稼働）

理 由

環境開発(株)新保町処理工場は、昭和 60 年度、第 70 回石川県都市計画地方審議会及び平成 4 年度、第 96 回石川県都市計画地方審議会において承認を受け、現在汚泥、廃プラスチック類、廃油等の焼却等を行う産業廃棄物中間処理施設である。今回、敷地の拡大及び破碎機の新設による施設の機能充実を図り、環境負荷の低減に寄与するものである。

当施設は、都市計画区域内の市街化調整区域に位置し、周辺環境に対する対処、関係町内会への説明会の実施等、関係機関との調整が終了している。

以上により、都市計画上支障がないと考えられるので、建築基準法第 5 1 条ただし書きの規定により敷地の位置について付議するものである。